



いという要望が起りまして、それではこういう統制会社であるとか業会であるといふような民間の団体をつくつてやるということではなくして、政府みずから特別会計を設けてやろうといふことになつたのであります。従いましてそのための特別会計の資金いたしまして、この前の国会で御承認を得まして、三十億の糸価安定特別会計といふものができたのであります。この特別会計をつくります過程におきましても、農林省と大蔵省といろ／＼交渉いたしましたときに、大蔵省の方から、それでは何か見返りの財源を見つけてもらいたいという話がありまして、それには蚕糸業会が生糸の公定価格の値上がりによつて差益が出て、この特別会計の話ができましたとき以後に納むべき金が約十五億ありましたので、それを将来納めます、それから業会の剩余金の中から指定寄付として三億五千万円として、特別会計と同じ趣旨で積み立てておりました金額が一億ございましたので、合計約二十億ばかりの資金を差上げます、これを一般会計の收入に繰入れて見返りいたし、十億アラスいたしまして、一般会計から特別会計へ三十億の繰入れができまして、糸価安定特別会計ができたのであります。そういう経緯でございましたから、これを政府に納付するから、これには税金をかけないといふことになつておりますのがこの法律の趣旨でございま

○小淵委員 そういう趣旨であるといふことはお聞きしているものと私は考えております。入る金が糸価安定のために必要な資金にひもがついて入つて行くと、いうことであるならばよくわかれども、全然難解の中にそれが入つて行くということとありますならば、たゞそないうふうにりくつをつけたといふことにしか私も解釈ができないのです。この金は先ほど申しましたように、目的はさように積み立てたところに、目的はさように積み立てたことがありますから、当然税金をとつて入れるということだけ法律にうたつて、入るものについては残余金が入るのでありますから、当然税金をとつて入れる必要があります。この金は先ほど申しましたように、目的はさように積み立てたところに、目的はさように積み立てたことがありますから、こういうことが了りますけれども、その積立てを命じておるところの根拠法規は全然なくなつておりますし、株主は当時この金は蚕糸業会に入れるということだけは当然命令でありますから承知はいたしておられますけれども、根拠法規がなくなりますけれども、その積立てを命じておるところにはまだ了解はしておらないと思うのであります。かよう

○寺内政府委員 統制会社の株主の間で、糸価格安定に使うために業会へ納めろといふあの蚕糸業法の附則があることは御承知の通りであります。またそういう趣旨でございまして、國へ引渡すことを、さらに法律をつくつて國の方へ入れるということにはまだ了解はしておらないと思うのであります。かよう

○寺内政府委員 お答えいたします。まず第一に今回閉鎖機関であります日本糸系統制株式会社がかつて積み立てました糸価格安定資金を國へ引渡すことになります。その金額がまる／＼入らないという形になるのも妙な関係になるので、技術的に申し上げますれば、税金をとつて残りを入れればいいのじやないかといふことも、それはでき得ないことはないのですが、せつからく國に引渡すためには、免稅措置が行われることがあるから、この辺についてお伺いをいたいと思います。

○泉政府委員 お答えいたします。まず第一に今回閉鎖機関であります日本糸系統制株式会社がかつて積み立てました糸価格安定資金を國へ引渡すことになります。その金額がまる／＼入らないといふことは、國へ引渡したものは、全額清算金に算入するといふようにした方がいいのであります。そういう點を考慮しまして、國へ引渡したものは、全部行かないで地方へ行くといふような関係もあります。そういう點を考慮しまして、國へ引渡したものは、全額清算金に算入するといふようにした方がいい

○小淵委員 国に入れる金であれば、免稅措置を立法して、免稅措置を行つて入れる、こういうようなことになるわけではありませんけれども、免稅措置を立てるにあつては、やはり同様な取扱いをすることになります。それで、やはり同様な取扱いをすることが可能になりますが、その金額にはそういった特徴があります。それは、やはり同様な取扱いをすることが可能になりますが、その金額にはそういった特徴があります。

○泉政府委員 御質問の御趣旨がよくわかります。そこで、まず第一に、この法律が十分了解しておるのであります。それで、わざ／＼特に統制会社の一般剩余金の中へ繰入れなかつた趣旨は、株主にいたしましたように、今後も大體それに類似したような金が出て、なぜこれを損金に算入するという規定を設けたかといふ點からお答えいたします。先ほど蚕糸局長からお話をございましたように、今回國に引渡すとされる金額につきましては、旧蚕糸業統制法に基きまして糸価格安定のために特別に積み立てて來るかといふふうなお話をございます

○小淵委員 たしまするならば、蚕糸業会のその金が当然入らなければならぬ、また一

○小淵委員 あとは議論になりますか

人ありませんので、株主も全部その

が、日本蚕糸業会の方に剩余金が相当あります。その当時におきましたが、その規定が備えられました。そこで糸価格安定資金とし

ては、先ほど申し上げましたよろくな

趣旨を了解しているものと私は考えております。

○泉政府委員 お答えいたします。まず第一に、これは法人税の課税上損金に算入するということにしておつたの

が、日本蚕糸業会の方に剩余金が相当あります。その規定が備えられました。そこで糸価格安定資金とし

で、そういう結論に基いて今回いろいろな法律案を提案されているのでございまして、政府の都合が悪いからといって、やはりこうした特別立法をした方が適当であるというふうに考えられるのであります。かつてに解説をゆがめているわけではございません。

○小淵委員 見返りになつておるといふことはいささかもにおいかしておらないのであります。提案理由についても、何についても……。それから入れる金については繭糸価格安定資金のうちのどの辺に入るというにおいても、ささかもないのであります。この表面から見たときに、政府に入れるのであるから免稅措置を行はるのだという、こういうふうな結論になつて参るわけでありますので、こういう措置をこのことについて行うのであれば、これと同様なものがあつた場合にはさよなら措置をとることができるのかどうか、こういうことをお伺いをしておるわけであります。理由にも何にも今までのところはいささかもないわけでありますので、その点からいたしまして、特によくかよろしいということをやることでこううことをやるのか。国に入るのなら結構なためにわざ／＼立法措置をつけて免稅措置をやるということは、私はどううしても納得ができない。この点をお伺い

してはいるわけなんですが、いま一度御説明をお願いいたしたいと思います。

は、やはりその根本は養蚕家であります。いわゆる繭をつくる人々の買上げ価格等が統制によつて安く買ひ取られます。それからその後の生糸が暴騰したのであります。御承知のように戦争中におきましては、食糧増産の名目において桑園等が非常に整理された。そうしてほんとうの養蚕家は非常な苦境に迫ります。やられて行つたものであります。従つてもちらんこの利潤といふものが、そではないといふ論をなす者もあります。されども、しかし元は繭がなかつたならばこの利潤が生れて来ないところから考えますと、結局問題は、戰時中にいろいろ被害をこうむつたところの養蚕家に對して、この金が直接いろいろな形において使われるべきものだと考えるわけであります。もちろん政府は昨年いわゆる糸価安定のため特別会計を設けて、三十億といふものをこれに支出している。従つてそこに織入されられる一部をなすかもわからないといふことを言われておりますけれども、事実は糸価安定であります。繭価といふましても、実際あの法案に対してもわれくが反対したこと、糸価安定といふことを言われておりますけれども、しかしあの繭糸価安定法を見てみると、實際あの法案に対してもうなものではあるからほとんどつけたところの定といわれておりますけれども、事実は糸価安定であります。その名前は糸価安定特別会計になつております。糸価といふがはつきりこのことを物語つておるのです。うものに對しましては度外視されておる。そういうことは、特別会計の性格が定特別会計ではない。従つて糸価といふものに對しましては度外視されておる。そして、私たちは單に政府の剩余金に織入

入れるのではなしに、これは養蚕家に対する対応であるところの、たとえば戦時に織機を修理されました桑園に対する特別の補助金とか桑園に対するは、當時幾らかの補助金は出しておりますといふことを言つておりますけれども、しかし十分ではないのですからあります。あるいはまたそれ以外に養蚕家に対するところの共同施設、そういうものを設置するのに、特別にこの金を使う方法を講ずべきが適当であると考えまして、私はこの案に反対するものであります。

○松浦委員長　これにて討論は終局いたしました。

これより閉鎖機関日本蚕糸系統制株式会社が積み立てた蚕糸価格安定資金の処分に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長　起立多數。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお詫びいたします。本案に関する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦委員長　御異議なしと認めまして、さよう決します。

○松浦委員長　この際先ほどからお知らせいたしました森林法等の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦委員長　御異議なしと認めます。

者 の 説 明 を 求 め ま す。 平 野 三 郎 君。

森林法等の一部を改正する法律案  
(森林法の一部改正)

第一條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。  
第八條第一項中「十月三十日」を「十一月三十日」に、同條第四項中「十二月三十日」を「翌年の二月二十五日」に改める。  
第十三條第二項中「第十一條第二項」及び次項を加える。  
第十六條第二項但書を次のよう改める。  
但し、左に掲げる場合には、  
それぞれの公表があつた日から三十日以内に、更に申請書を提出することができる。  
第九條第三項(第十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定による森林区害施計画の変更により第八條第五項第三号又は第四号の伐採立木材積の許容限度が増加し、その変更につき第十三條第二項の公表があつた場合  
第十條第四項又は第十二條第一項の規定による森林区害施計画の変更により第八條第五項第三号又は第四号の伐採立木材積の許容限度が増加し、その変更につき第十三條第二項の公表があつた場合  
第七項の規定により新たに許可すべき伐採立木材積の数量の公表があつた場合

す。それでは本案の趣旨について提出  
者の説明を求めます。平野三郎君。

第六項第十六條文中「第二項但書の場合には、その増加部分」を「第二項第二号の場合にはその増加部分、同項第三号の場合にはその公表があつた伐採立木材積の数量。以下この項において同じ。」に、同項中「その許容限度」を「それぞれの許容限度」に改め、同項但書中「第二項但書の場合には、その増加部分」を削る。

第七項第七項を第八項とし、以下順次一項ずつ繰り下げる。同條第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第三項の規定により許可した制限林又は普通林の用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主間伐合計の伐採立木材積が森林区実施計画に定められたその許容限度に達しない場合には、その年の六月一日（その日が日曜日に当るときは、その翌日）に、当該森林区実施計画に定められた第十八條第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度の範囲内において、新たに許可すべき用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれの数量を定めて公示することができる。

第十八條第一項中「及び第三十一条（第四十四條において準用する場合を含む。）」「第三十一條（第四十四條において準用する場合を含む。）」に、同項第一号中「必要があるため、その森林の所在地を管轄する市町村長の許可を受け

2 前項第一号の規定により森林の立木竹を伐採した者は、三十日以内に省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。但し、同條第二項を次のように改め、同條第二項を次のように改め。

第十九條中「第九項」を「第十項」に改める。

第二十條中「立木」を「立木竹」に改める。

第三十四條第一項中「立竹を伐採し、」の下に「立木を損傷し、」を加える。

第四十四條中「第三十九條の規定な、」の下に「保安施設地区の指定解除については、第三十三條の規定を、」を加える。

第五十三條第二項中「必要な限度で」の下に「前項第四号に掲げる事項については、あらかじめ町用委員会の意見を聞き、これに基づいて」を加える。

第五十七條に次の但書を加える。

但し、第五十條第一項の規定による協議については、同項の認可があつた日から六箇月以内に届けた場合に限る。

第五十九條第二項中「第四号」の下に、「第二項」を加える。

第六十二條中「関係人」を「土地の所有者及び関係人」に改める。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條 土地收用法(昭和十六年法律第二百十九号) 第百三條(危險負担)、第四四條(保物權と補償金又は替地) 第百六條第一項、第三項及び第四項(買受權)並びに第一百七條(買受權の消滅)の規定は、この章の規定による使用又は收用に係る土地に準用する。この場合において、同法第一百六條第一項但書中「第七十六條第一項」とあるのは「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五十五條第一項後段」と読み替えるものとする。

第七十九條第六項中「組合は、」の下に「森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の定めるところにより森林火災国営保険に関する事務を取り扱い、又は」を加え「保証し、又は」を「保証し、若しくは」に改める。

第一百一條第一項中「総会の議決を経て」を削る。

第百十一條の見出しに「第百十一條

第百十一條(森林法の施行等)  
本理事の代表権等)の下に「第百四十四條(総会の議事録)」「第二百四十三條(延期、続行の決議)」「第二百四十四條(総会の議事録)」に改め、同條後段を次のように改める。

この場合において、民法第六十四條中「第六十二条」とあるのは「森林法第二百三十三条」と、商法第二百四十三條中「第二百三

百三十三條」とあるのは「森林法第七百四十四條第一項中第三百四十三條」とあるのは「森林法第七百二十一條」と読み替えるものとする。

三百五十四條第四項中「連合会は」の下に「森林火災国営保険法の定めるところにより森林火災国営保険に関する事務を取り扱い、又は」を加え、「保証し、又は」を「保証し、若しくは」に改める。

三百五十九條中「その他組合」の下に「若しくは連合会」を加える。

三百八十九條に次の一項を加える。

3 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況について、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

三百八十五條第一項中「地域」を「地区」に改める。

三百九十一條第一項中「(第四章の規定による都道府県知事の裁定のうち損失のうち損失の補償に関する部分及び第三項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる処分については、この限りでない。)」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、第四章の規定による裁

道府県知事の裁定のうち損失の補償に関する部分及び第三項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる処分については、この限りでない。

三百九十一條第二項後段を削り、同條に次の一項を加える。

3 第十八條第一項第二号、第二十一条第三項但書、第三十四條第

項(第四十四條において準用する場合を含む)、第四十一條第

しくは第四十三條第一項の規定による処分又は第二十八條に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することができる。

第二百七條第一号中「第三十一條」の下に「第四十四條において準用する場合を含む。」を、同條第二号中「第三十四條第一項」の下に「第四十四條において準用する場合を含む。」を「立竹を伐採し立木を損傷し。」を加える。

第二百十一條中「千円」を「三千円」と改める。

(国有林野法の一部改正)

第二條 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「土地收用法(昭治三十三年法律第二十九号)」を「土地收用法(昭和二十六年法律第二百四十九号)」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「使用又は收用を「使用、收用その他の利用」に改める。

第四條中第十五号を第十六号とし、第十五号として次の「号」を加える。



で、特に全国に、きわめてわずかであります。八十三名の全国費の職員を設置いたしております。その人々が監督をいたしておりまして、従来相当の事務を取扱つておりますが、事故を起した例はきわめてまれでございま

○松浦委員長 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がなければ、これにて質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。本案については、別に討論の通告もございませんので、討論を省略してただちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○松浦委員長 御異議なしと認めます。よつてこれより森林火災国営保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○松浦委員長 起立總員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお詫びいたします。本案に関する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 さようどりはからいます。

昭和二十七年三月二十九日印刷

委員会と特別の関係がございますので、連合審査の要求をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 それではさよにとりはからいます。なお連合審査会開会の日時、その他については、関係委員長と協議の上決定いたしたいと思いますので、その点委員長におまかせ願います。

○松浦委員長 本日はこれをもつて散会いたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時一分散会

〔参照〕

閉鎖機関日本蚕糸系統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案（内閣提出）に関する報告書 森林火災国営保険法の一部を改正する法律案（小淵光平君外二十二名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所